

FPC社会保険労務士法人 手数料表

顧問契約 (裏面参照)	労働・社会保険等手続業務		
	・資格取得喪失手続き ・労災給付金請求手続き（雇用保険加入者のみ）	・労務管理相談	・賞与支払届手続き ・給付金請求手続き（一部除外あり）

単位（円・税別）/月額

従業員数 (役員を含む)	顧問契約	追加プラン	
	事務組合加入：社会保険加入者	給与計算	
	事務組合未加入：社会保険加入者 + 雇用保険加入者1/2人	勤怠計算なし	勤怠計算あり
1名～5名	5,000	5,000	7,000
6名～10名	10,000	10,000	14,000
11名～15名	15,000	15,000	21,000
16名～20名	20,000	20,000	28,000
21名～25名	25,000	25,000	35,000
26名～30名	30,000	30,000	42,000
31名～35名	35,000	35,000	49,000
36名～40名	40,000	40,000	56,000
以降5名につき	5,000増	5,000増	7,000増

※定期訪問を希望される事業所様については、別途ご相談させていただきます。

手続き業務	内容	料金
保険関係新規適用	労働保険新規適用、社会保険新規適用	各30,000円 セットの場合50,000円
助成金 [成功報酬]	助成金申請にかかる相談、検証、立案等	助成金受給額の15%～
就業規則作成・届出	新規作成	150,000円～
	変更	80,000円～
諸規定作成・届出	賃金・退職金・旅費等	各50,000円～
36協定等作成・届出	36協定等の作成	各10,000円～
是正勧告対応	行政官庁の調査への立会いや是正勧告の対応・改善策	各50,000円～
社会保険算定基礎届	社会保険算定基礎届の作成	顧問料金1か月分
労働保険年度更新	賃金集計および申告書の作成	顧問料金1か月分
年末調整		3,000円/1人
雇用保険未加入者の 労災給付金請求手続き	雇用保険の未加入の従業員様の労災給付請求の書類作成	3,000円/1件～
社会保険調査対応		30,000円～
育児・介護休業、 高年齢雇用継続給付	育児・介護休業（社会保険・雇用保険）、高年齢雇用継続給付に関する諸手続き	各10,000円 延長した場合は別途5,000円

※別途、交通費（実費相当額）を頂戴いたします。

■ 顧問契約以外の事業所様

単位（円・税別）

手続き業務	料金	手続き業務	料金
労保・社保の新規適用	50,000円～	是正勧告対応	80,000円～
助成金 [成功報酬]	助成金受給額の20%～	社会保険算定基礎届	15,000円～
就業規則作成・届出	200,000円～	労働保険年度更新	20,000円～
諸規定作成・届出	100,000円～	その他、諸手続き	別途、ご相談ください
36協定等作成・届出	各15,000円～		

※別途、交通費（実費相当額）を頂戴いたします。

顧問契約の業務内容

【相談業務】

- ・社員の採用および処遇決定、雇用契約に関する件
- ・就業規則の運用に関する件
- ・労働時間・休日・休暇等の時間管理に関する件
- ・賃金・賞与・退職金に関する件
- ・職場のメンタルヘルスに関する件
- ・解雇・雇止めに関する件
- ・社内での労務トラブル（パワハラ・セクハラを含む）に関する件
- ・社員教育に関する件
- ・その他人事・労務に関する件

【各種手続代行】

- ・社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係
被保険者資格取得・喪失届、算定基礎届、被扶養者異動届、給付金の請求
- ・労働保険（労災保険・雇用保険）関係
給付金の請求 ※第三者行為災害については別途料金を頂戴いたします

【助成金提案】

- ・各種助成金の診断および提案
申請につきましては成功報酬とし、助成金受給額の15%から申し受けます。

【その他】

- ・経営に関する情報提供
経済情報・業界情報・FPに関する情報等の提供
- ・士業ネットワークへの取次
弁護士・司法書士・税理士等のご紹介

関西中央労務協会（労働保険事務組合） 手数料表

— 事業主様の労災特別加入、労働保険料の分納が可能です！ —

●入会金：一律 10,000円（初年度のみ）

単位（円・税別）/月額

従業員数	基本プラン (雇用保険未加入者は1/2人)	労働保険手続き業務
1名～5名	5,000	<ul style="list-style-type: none"> ・概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務 ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務 ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務 ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務 ・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
6名～10名	6,000	
11名～15名	7,000	
16名～20名	8,000	
21名～25名	9,000	
26名～30名	10,000	
31名～35名	11,000	
36名～40名	12,000	
以降5名につき	1,000増	